

税金の控除が受けられます

個人が2,000円を超える寄附を行ったときに、住民税と所得税から一定の控除を受けることができます。寄附先の“ふるさと”に定義はなく、出身地やゆかりのあるまちなど自由に選ぶことができます。

寄 附 金	
適用下限額 2,000円	寄附金控除額(税の軽減額) 所得税と住民税額から限度額まで控除

『ふるさと納税』(寄附金)の活用

いただいた寄附金は、寄附者の方の想いを大切に、伯耆町のまちづくりのために有効に活用させていただきます。

福祉の確保

健康教室開催など高齢者福祉の充実や、将来の伯耆町を担う次世代の育成などに関する事業。

まちづくりの促進

地域の自主的な活動などへの助成や、地域の防火水槽・消火用ホース格納庫の改修などの、防災活動への支援事業。

環境の保全

大山、日野川などの豊かな自然環境保全のため、自然の大切さを学ぶ事業。

『ふるさと納税』(寄附金)をおよせいただく方法

郵便局から振込(払込手数料無料)

専用の振込用紙を送付しますので、総務課へご連絡ください。ホームページからも申込できます。

クレジットカード払い(12月1日～)

インターネットを利用した[Yahoo!金支払い]による手続です(手数料無料)。

役場出納室での入金

総務課または分庁総合窓口課へお越しください。

寄附された方への感謝の気持ちとして ～選べるお礼の品【特産品】～

5,000円以上のふるさと納税(寄附金)をお寄せいただいた方へ、伯耆町産の特産品をお礼の品としてお届けします。

伯耆町ふるさと納税お礼の品を11月にリニューアルし、伯耆町の特産品の中から寄附金額によりお選びいただけるようにしました。詳しくはホームページをご覧ください。



【問い合わせ先】 総務課 ふるさと納税担当 ☎0859-68-3111

e-mail h_furusato@houki-town.jp <http://www.houki-town.jp/public/hfurusato/>

(ご注意)

- ・この用紙は、機械で処理しますので、金額を記入する際は、枠内にはっきりと記入してください。また、本票を汚したり、折り曲げたりしないでください。
- ・この用紙は、ゆうちょ銀行又は郵便局の払込機能付きATMでもご利用いただけます。
- ・この払込書を、ゆうちょ銀行又は郵便局の渉外員にお預けになるときは、引換えに預り証を必ずお受け取りください。
- ・ご依頼人様からご提出いただきました払込書に記載されたおところ、おなまえ等は、加入者様に通知されます。
- ・この受領証は、払込みの証拠となるものですから大切に保管してください。